

柏保指第2173号  
令和2年2月27日

指定居宅介護支援事業所等  
管理者様

柏市長 秋山浩保  
(公印省略)

新型コロナウイルスの影響によるサービス担当者会議及びモニタリング実施の取扱いについて（通知）

日頃より本市の介護保険行政にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

このことについて、下記のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせします。

なお、新型コロナウイルスを取り巻く状況は刻一刻と変化しており、それに伴い取扱いが変化することも想定されるため、厚生労働省から新たに方針等が示された場合には改めて通知します。

#### 記

#### 1 取扱い

##### (1) サービス担当者会議の開催について

新型コロナウイルスの影響により、サービス担当者会議を開催することができない場合は、基準省令第13条第9号等の「やむを得ない理由がある場合」に該当し、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとして取り扱う。

##### (2) モニタリングの実施について

新型コロナウイルスの影響により、1月に1回以上、利用者の居宅を訪問してのモニタリングを実施できない場合は、基準省令第13条第14号等の「特段の事情」に該当するものとして取り扱う。

#### 2 対象期間

令和2年3月31日まで

※令和2年4月以降の取扱いについては、期間終了時点の状況により判断します。

### 3 留意事項

#### (1) サービス担当者会議

日程の都合等により会議を開催できない場合と同様に取り扱ってください。

#### (2) モニタリング

居宅訪問以外の方法（例えば、電話連絡等）により利用者の状況把握に努めるとともに、モニタリングの方法及び結果を記録してください。

### 4 根拠法令

#### (1) 居宅介護支援

ア サービス担当者会議の開催【指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「基準省令」という。）第13条第9号】

イ モニタリングの実施【基準省令第13条第14号】

#### (2) 介護予防支援

ア サービス担当者会議の開催【指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「予防基準省令」という。）第30条第9号】

イ モニタリングの実施【予防基準省令第30条第16号】

### 5 問い合わせ先

柏市 法人指導課 介護事業者担当

電話：04-7168-1040（直通）

FAX：04-7162-0585

メール：info-hjns@city.kashiwa.chiba.jp